

平成28年第6回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年6月24日 午後1時30分～午後2時40分

2 開催場所 小鹿野町役場両神庁舎 中会議室

3 農業委員 (14人)

会長 1番 黒沢 裕幸

会長職務代理 9番 吉田 恭寛

農業委員 2番 加藤 功一 3番 猪野 篤 4番 黒田 秀夫
5番 田嶋 敏男 6番 多比良 武和 7番 宮本 岩雄
8番 町田 考子 10番 高橋 克予 11番 新井 弟治
12番 新井 正志 13番 高橋 正明 14番 加藤 貞夫

農地利用最適化推進委員

第1 強矢 福司 第2 五十嵐 憲一 第3 豊田 均
第4 犬木 勇 第5 黒澤 忠弘 第6 黒澤 八重子
第7 加藤 賢司 第8 増島 敏雄

4 欠席委員 9番 吉田 恭寛

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 正明 事務局 根岸 博司 岩崎 一弥

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (4件)

日程第3 議案第15号

農地法第4条の規定による許可申請の審議について (5件)

日程第4 議案第16号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (6件)

報 告

1 6ヶ月後の現地確認について

平成27年12月申請分について (3件)

2 農業委員会の活動の点検・評価(案)・活動計画(案)について

事務局長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、ありがとうございます。定刻になりましたので平成 28 年第 6 回農業委員会総会を開催させていただきます。本日の欠席者は、9 番の吉田恭寛委員さん 1 人で、定足数に達しています。それでは、会長より御挨拶をいただきまして、会議の進行をお願いしたいと思います。

議 長 こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。先程ニュースを見ましたら、イギリスが EU を離脱したということが決まったようです。日本でも株価や企業に影響が出てくると思いました。

それから、先月の総会の後に懇親会を行いました。大勢の方に出席していただいたので、一つの場が取れたと思います。大変ありがとうございました。また、農業委員会の会長として、6 月 1 日に農林振興センターで鳥獣害関係の総会があり、出席しました。17 日には秩父郡市協議会の総会にも出席し、無事に終わりました。本日は案件が沢山あります。スムーズに議事が進行出来ますように御協力をよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございました。それでは、小鹿野町農業委員会会議規則第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。ということになっていますので、会長に議事の進行をよろしく申し上げます。

議 長 それでは、日程に基づきまして会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名委員の指名

指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は 8 番 町田孝子委員さん、10 番 高橋克予委員さん、以上 2 名を御指名申し上げます。

議 長 続きまして、日程第 2 議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」(4 件)でございます。この案件につきましては、推進委員の黒澤忠弘さんと農業委員の吉田恭寛さんが当事者となっています。吉田さんは欠席ですので、最初に番号 3 の黒澤さんの申請から審議します。黒澤委員さん、退席をお願いします。

(黒澤委員退席)

議 長 それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで現地確認の報告をお願いします。

犬木委員 20日の月曜日の午後、事務局の2人と委員の3人の合計5人で現地確認に行つて来ました。特に問題はありませんでしたので、報告とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。現地確認の報告が終わりました。ここで御質疑を承りたいと思います。御質疑はございますか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。

日程第2 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」番号3の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

(黒澤委員復席)

議 長 それでは、番号1、番号2、番号4について一括上程し、議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議 長 ありがとうございます。続きまして、現地確認の報告をお願いします。

犬木委員 先程と同様に現地確認に行つて来ました。この3件の申請につきましても問題は無いと思います。

議 長 現地確認の報告が終わりました。ここで御質疑を承りたいと思います。御質疑はございますか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。日程第2 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」3件の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

議 長 続きまして、日程第 3 議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」(5 件)でございます。一括上程し議題と致します。
事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、現地確認の報告をお願い致します。

豊田委員 6 月 20 日の月曜日の午前中に町田考子委員さん、高橋克予委員さん、事務局 2 人と私の 5 人で現地を確認して来ました。当日は大変暑い日でした。件数は多かったのですが、事務局の説明の通りで、どの件についても問題無く見て来ました。

犬木委員 番号 2 については、午後確認に行って来ました。事務局の説明の通りで、急斜面に既に杉が植えてありました。現況通り山林になっていました。

議 長 今回の現地確認は、申請の件数が多かったので、午前と午後の 2 班に分かれて行いましたので、よろしくお願い致します。
現地確認の報告が終わりました。ここで御質疑を承りたいと思います。御質疑はございますか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。
日程第 3 議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」(5 件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

議 長 続きまして、日程第 4 議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」(6 件)でございます。一括上程し議題と致します。

事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、現地確認の報告をお願い致します。

豊田委員 20日の午前中に現地確認に行ってきた。事務局の説明の通りです。番号6の〇〇さんと〇〇さんは兄弟ということです。以前、〇〇〇〇という会社がありましたが、町道を挟んで反対側に家があります。その宅地の中にこんにゃくや野菜を作っています。実際は庭の一部ということです。特に問題は無いと思います。

議長 一言申し上げます。番号3と番号4は〇〇〇〇と〇〇〇〇の関係になります。ここは半年くらい前に農林振興センターの職員と一緒に現地確認に行った所に該当します。今回、きちんとしたいということで、申請が出ています。ここで御質疑を承りたいと思います。御質疑はございますか。

4番委員 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

4番委員 番号1の〇〇さんの名前は〇〇さんだと思います。

事務局 確認しておきます。

議長 他に御質疑はございますか。

2番委員 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

2番委員 番号5の東電の関係ですが、一時転用なので分筆はしていませんが、かなり広い面積なので1/3くらいは使うようです。申請書には具体的な場所の記載が無いのですか。この中のこの部分というように指定はしてないのですか。

事務局 特に指定はしていません。

2番委員 全体を使うのではないので、ある程度、この付近を使うということでないと一時転用にならないと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 今までも特に気にせず申請を受付けていました。進達する前に東電に連絡して書類を添付して貰うように話したいと思います。

議長 他に御質疑はございますか。

加藤委員 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

加藤委員 勉強不足で申し訳ないのですが、番号 3 と番号 4 の備考に所有権移転で追認とあります。所有権の移転がもう出来ているのに農地法の 5 条の書類が出ていなくて、後から出して貰ったので追認ということになったのですか。

事務局 よろしいですか。

議長 はい、どおぞ。

事務局 現況が駐車場、通路、資材置場になっていまして、それを後から認めるということで追認になっています。

加藤委員 第 5 条の書類がということではないのですね。番号 6 については、所有権移転だけですが、過去に遡って追認するという必要はないのですね。

事務局 はい。現地を見ましたが、地目は畑です。畑をしているのは〇〇さんだと思います。その畑を所有権移転して宅地の一部にするということです。

事務局長 よろしいですか。

議長 はい、どおぞ。

事務局長 現地は見えていないのですが、番号 6 については、現在畑のものに道路や住宅を建築するということです。通常の転用になりますので、追認ということにはならないと思います。番号 3 と番号 4 については、農業委員会の許可を受けなくて違法状態のまま使ってしまったということです。

加藤委員 5 条の申請が出ていなくて後から出したということで追認したということになるのですね。

事務局長 本来は違法ですが、始末書を出して貰えば追認で認めても良いですかという申

請になります。

議 長 よろしいですか。

加藤委員 はい。

事務局長 もう一つあります。先程 290 m²で駐車場を造るということでしたが、個人で造る場合は、本来は認められないことになります。個人が工場に駐車場として貸しているということを含めて追認なので、許可になります。一般の方が事業計画も無く、290 m²で駐車場を造る場合は許可にならないということです。

議 長 他に御質疑はございますか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。

日程第 4 議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」(6 件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

議 長 続きまして、報告です。

1 6ヶ月後の現地確認について 平成 27 年 12 月申請分について(3 件)でございます。現地確認の報告をお願い致します。

2

犬木委員 議案第 25 号 農地法第 3 条の関係ですが、特に問題はありませんでした。

豊田委員 議案第 26 号 農地法第 4 条の北千束の関係ですが、千束峠と秩父市の田村との境で、小鹿野側から下りて行って自動販売機の手前の斜面になっている所になります。現況は草地で斜面がとともきつくて畑に出来るような所ではありません。現況は山林なので、申請通りで良いと思いました。

続きまして、議案第 27 号 農地法第 5 条の関係ですが、工場を新設している所を車中から見ました。現在進行中です。以上です。

議 長 次に報告の2です。

農業委員会の活動の点検・評価（案）・活動計画（案）についてです。

この件につきましては、農業委員会事務の実施状況等の公表について6月24日までの間、町のホームページにて農業委員会事務の実施状況について公表し、農業者等の皆さんからの意見を公募しました。その結果等を7月15日までに国に報告します。

事務局 よろしいですか。

議 長 はい、どうぞ。

事務局 町のホームページで公表し、意見等を公募しましたが、現在までに意見等はいただけていません。以上、報告とさせていただきます。

議 長 それでは、議事については以上で終了しました。慎重、御審議いただきましてありがとうございました。これで、議長の席から下ろさせていただきます。

事務局長 それでは、慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして平成28年第6回農業委員会総会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。